消費者庁長官 デジタル審議官 総務審議官 外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。） 財務官 文部科学審議官 厚生労働審議官 医務技監 農林水産審議官 経済産業審議官 技監 国土交通審議官 地球環境審議官 原子力規制庁長官		
二　研究所、試験所等の副所長（これに相当する職員を含む。）で人事院が定めるもの 宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員 一　内舎人、上皇内舎人及び東宮内舎人 二　式部副長（人事院が定めるものを除く。）及び式部官 三　鷹師長及び鷹師 四　主膳長及び副主膳長 皇宮警察学校教育主事 在外公館に勤務する職員（給与法に規定する行政職俸給表㈠又は指定職俸給表の適用を受ける職員に限る。）及び外務省本省に勤務し、外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるもの 海技試験官 原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員 一　上席原子力防災専門官 二　原子力防災専門官 三　原子力艦放射能調査専門官 四　上席放射線防災専門官 五　統括核物質防護対策官 六　主任安全審査官 七　主任監視指導官 八　原子力運転検査官 九　主任原子力専門検査官 十　原子力専門検査官	六十三年	

三　研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの 迎賓館長 宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員 一　宮内庁次長 二　女嬬、上皇女嬬及び東宮女嬬 三　式部副長（人事院が定めるものに限る。） 四　首席楽長、楽長及び楽長補 五　修補師長及び修補師長補 六　主厨長及び副主厨長 金融庁長官 国税不服審判所長 海難審判所の審判官及び理事官 運輸安全委員会事務局の船舶事故及びその兆候に関する調査に従事する事故調査官で人事院が定めるもの 原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員 一　地域原子力規制総括調整官 二　上席安全審査官 三　安全規制調整官 四　首席原子力専門検査官 五　統括監視指導官 六　上席原子力専門検査官 七　上席監視指導官 八　統括原子力運転検査官 九　教官 十　上席指導官	六十五年	

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年二月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―一一

管理監督職勤務上限年齢による降任等

（総則）

第一条　法第八十一条の二から第八十一条の五までに規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（管理監督職に含まれる官職）

第二条　法第八十一条の二第一項に規定する給与法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　内閣官房の室長に準ずる官職として人事院が定める官職

二　総務省の内部部局の室長に準ずる官職として人事院が定める官職

三　刑務所又は拘置所の看護課長、看護第一課長及び看護第二課長